

協定項目	6	協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	檜山北部 3 町合併協議会資料
新設合併の場合				
区 分	原 則		合併特例法を適用する場合	
	合併特例法を適用しない		合併特例法第 6 条（定数に関する特例）による方法	合併特例法第 7 条（在任に関する特例）による方法
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。		合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）		設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第 254 条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第 91 条第 2 項 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人 ＊人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第 254 条）		設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 ＊合併後の人口が 1 万以上 2 万未満の場合 定数 22 人×2＝44 人以内（2 倍を超えない範囲） この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。 （合併特例法第 6 条第 1 項）	地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。
4 選 挙 期 日	設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）		設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	選挙は行わない。
5 補欠選挙の適用	有		有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第 15 条第 6 項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第 9 条）			

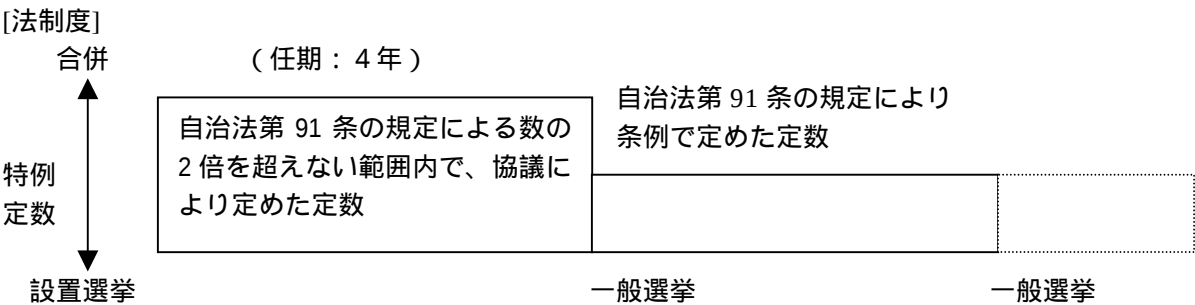
先 進 事 例

取扱い方法	内 容	事 例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
【原則】 地方自治法第 91 条の規定による方法 (合併特例法の適用を受けない)	選挙：合併後 50 日以内 定数：条例で定める数 任期：4 年 補欠選挙の有無：有 選挙区：設けることができる	恵那町・恵南町村合併協議会（岐阜県） 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（京都府） 御前崎町・浜岡町合併協議会（静岡県） 氷上郡柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会（兵庫県）	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町、串原村 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町 御前崎町、浜岡町 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	平成 16 年 10 月 平成 16 年 4 月 1 日 平成 16 年 4 月 1 日 平成 16 年 11 月 1 日
【定数特例】 合併特例法第 6 条の規定による方法（定数に関する特例）	選挙：合併後 50 日以内 定数：法定定数の 2 倍以内（合併後、最初の選挙に限る） 任期：4 年 補欠選挙の有無：有 選挙区：設けることができる	佐渡市町村合併協議会（新潟県） 峡北地域合併協議会（山梨県）	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊町 明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武井村	平成 16 年 3 月 1 日 平成 16 年 11 月 1 日
【在任特例】 合併特例法第 7 条の規定による方法（在任に関する特例）	選挙：無 定数：現行議員数 任期：合併後 2 年以内 補欠選挙の有無：無	加美町（宮城県） 2 年 さいたま市（埼玉県） 2 年 西東京市（東京都） 2 年 篠山市（兵庫県） 1 年 1 ヶ月 あきる野市（東京都） 1 年 10 ヶ月 ひたちなか市（茨城県） 1 年 北上市（岩手県） 1 年	中新田町、小野田町、宮崎町 浦和市、大宮市、与野市 田無市、保谷市 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 秋川市、五日市町 勝田市、那珂湊市 北上市、和賀町、江釣子村	平成 15 年 4 月 1 日 平成 13 年 5 月 1 日 平成 13 年 1 月 21 日 平成 11 年 4 月 1 日 平成 7 年 9 月 1 日 平成 6 年 11 月 1 日 平成 3 年 4 月 1 日

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

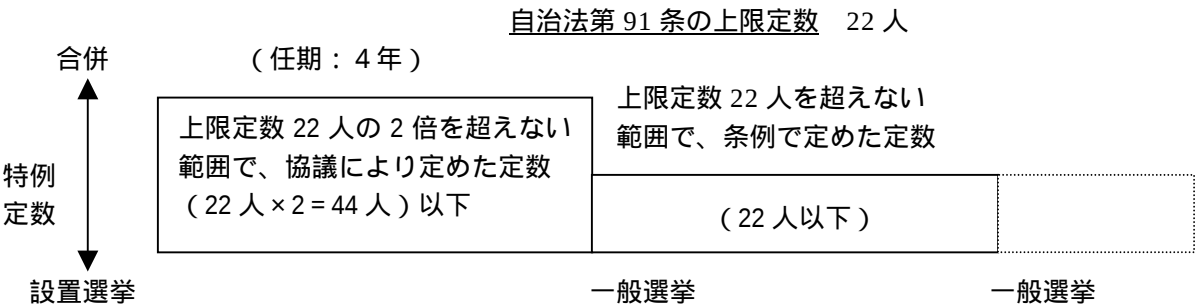
設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。



[新町の場合]

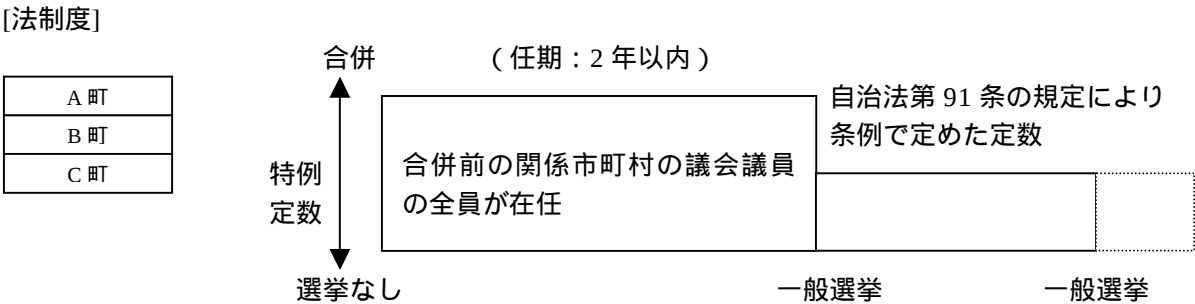
4町の人口（平成12年国勢調査）

大成町 2,730人
瀬棚町 2,820人
北檜山町 6,292人
計 11,842人

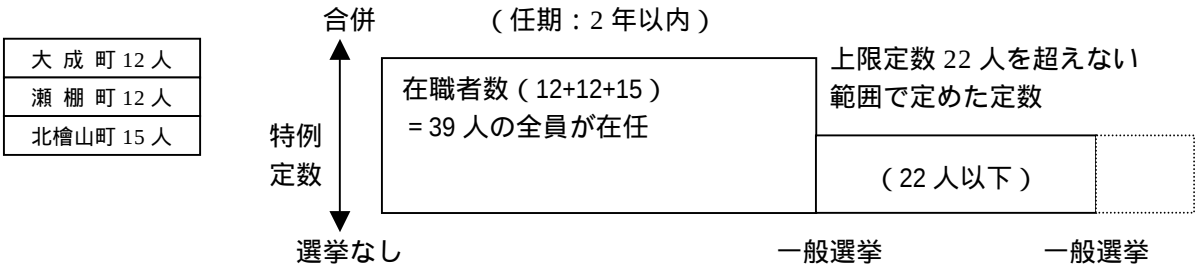


2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。



[新町の場合]



A町
B町
C町

大成町 12人
瀬棚町 12人
北檜山町 15人

先進事例の調整方針

《原則の事例》

■ 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

（京都府 / 平成 16 年 4 月 1 日新設合併予定）

6 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 30 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。

■ 御前崎町・浜岡町合併協議会 （静岡県 / 平成 16 年 4 月新設合併予定）

2 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 18 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。
（法定定数 26 人だが、社会情勢や近隣市の状況等を考慮して定数 18 人に決定。）

■ 氷上郡柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

（兵庫県 / 平成 16 年 11 月 1 日 新設合併予定）

6 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 30 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。

《在任特例の事例》

■ あきる野市 （東京都 / 平成 7 年 9 月 1 日新設合併）

合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、秋川市 18 名、五日市町 18 名の議員全員が在任 1 年 10 ヶ月後に定数 26 名で一般選挙（法定定数は 36 名）

■ 篠山市 （兵庫県 / 平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

4 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

■ さいたま市 （埼玉県 / 平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

3 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

■ 加美町 （宮城県 / 平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

3 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新町の議会の議員として在任する。
2 年後に定数 20 名で一般選挙を実施する。
（法定定数 26 人だが、社会情勢等を考慮して定数 20 人に決定）

《小選挙区の実例》

■ 益田郡合併協議会 （岐阜県 / 平成 16 年 3 月 1 日 新設合併予定）

4 町 1 村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 26 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。

合併後 50 日以内に行われる設置選挙については、合併構成町村単位とした選挙区を設け、1 名の均等定数配分（初回選挙のみ）を行うこととして、各選挙区ごとの定数を設けた。

萩原町	7 名	小坂町	3 名	下呂町	9 名	金山町	5 名	馬瀬村	2 名
(11,716 人)		(4,005 人)		(14,916 人)		(7,868 人)		(1,597 人)	

《定数特例の事例》

■佐渡市町村合併協議会（新潟県／平成16年3月1日 新設合併予定）

急激な議員数の減少を避けるため定数特例を採用。
住民意見の市制への反映に配慮し議員定数を法上限数の2倍とする。
定数特例 60人 定数特例後 30人 選挙区設置なし

■砺波地域市町村合併協議会（富山県／平成16年11月1日 新設合併予定）

各村に定数2を割り振るとともに、総定数も極力押さえる。
定数特例 34人 定数特例後 30人 選挙区設置あり

■松江八束合併協議会（島根県／未定 新設合併予定）

合併方式は新設合併であるが、松江市が他の7町村を編入合併した場合の定数特例の例を準用した上で、定数が1名となる選挙区については定数2名とする48名の定数特例を採用する。
定数特例 旧松江市34人 他7町村 各2人 計48人 定数特例後 34人 選挙区設置あり

■三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県／平成16年4月1日 新設合併予定）

法定上限数30に各市町村1名を加算した数。
住民理解を得つつ、新市の円滑な運営を図るため。
定数特例 38人 定数特例後 26人 選挙区設置あり

調整の内容（例示）

●原則の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき○○人とし、新町の設置の日から50日以内に選挙を実施する。		

●在任特例の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後（○年○○ヵ月間又は平成○○年○○月○○日まで）引き続き新町の議会の議員として在任する。		

●定数特例の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	（1）3町の議会議員の定数を、（地方自治法第91条の規定に基づき）○○人と定める。 （2）市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、職員の定数を○○人と定める。		

●選挙区を設ける場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	- 選挙区については、新町において在任特例期間中に検討する。 - 新町の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項規定を適用し、大成町、瀬棚町及び北檜山町の3つの区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、公職選挙法第15条第8項の規定によるものとする。		

【議員在任特例調べ】

現在の市町	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例 延長期間	特例を使用した理由
篠山市	篠山市	平成 11 年 11 月	7 ヶ月	平成 11 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	・ 議員の任期は、わずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、1 年間ぐらいは地域のことを見届けたい。 ・ 年金特例がなかった。
	西紀町	平成 11 年 4 月	-			
	丹南町	平成 11 年 7 月	3 ヶ月			
	今田町	平成 11 年 4 月	-			
西東京市	田無市	平成 16 年 1 月	3 年	平成 13 年 1 月 21 日	2 年	—
	保谷市	平成 15 年 4 月	2 年 3 ヶ月			
さいたま市	浦和市	平成 14 年 12 月	1 年 7 ヶ月	平成 13 年 5 月 1 日	2 年	—
	大宮市	平成 15 年 5 月	2 年			
	与野市	平成 15 年 5 月	2 年			
あさぎり町	上村	平成 15 年 4 月	7 ヶ月	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	新町においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後 1 年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成 16 年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成 16 年 4 月末日までの在任とする。
	免田町	平成 15 年 4 月	-			
	岡原町	平成 15 年 4 月	-			
	須恵村	平成 15 年 4 月	-			
	深田村	平成 15 年 4 月	-			
東かがわ市	引田町	平成 15 年 4 月	-	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 11 ヶ月	合併前の各町の町行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を見届けるのは、現議員の責任でもある。従って次の期間在任することが妥当である。 引田町 1 年 11 ヶ月 白鳥町 1 年 8 ヶ月 大内町 1 年 11 ヶ月
	白鳥町	平成 15 年 8 月	4 ヶ月			
	大内町	平成 15 年 4 月	-			

議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

議会の身分に関する取扱いについては、次の選択肢　、　、　のうち、いずれか一つを選択することとなります。

合併特例法による特例を適用しない

合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 5 号に定める人数「22 人（合併後の新町村議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

- ・選挙の期日　　設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項）
- ・任　　期　　一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項）
- ・定　　数　　22 人以内
- ・補欠選挙の適用　あり

合併特例法第 6 条による定数に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 5 号に定める人数「22 人（合併後の新町村議員の上限定数）」の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り有効）

- ・選挙の期日　　設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項）
- ・任　　期　　一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項）
- ・定　　数　　44 人以内
- ・補欠選挙の適用　あり

合併特例法第 7 条による在任に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第 91 条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第 91 条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）

- ・選挙の期日　　選挙は行わない
- ・任　　期　　合併後 2 年を超えない範囲で協議により定める期間
- ・定　　数　　合併時の関係市町村の議員数
- ・補欠選挙の適用　なし

合併前の旧町村ごとに条例で選挙区を設ける場合

合併前の旧町村ごとに選挙区を設ける場合、次のアまたはイのいずれかを選択することとなります。（公職選挙法第15条第6項適用）

ア 合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村議員の上限定数）」を超えない範囲において定めた定数に基づき、合併前の旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

選挙区ごとの議員定数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公職選挙法第15条第8項）ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 22人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

人口に比例して、定数を定めた場合の定数

選挙区	人口	定数
旧大成町選挙区	2,730人	5人
旧瀬棚町選挙区	2,820人	5人
旧北檜山町選挙区	6,292人	12人
計	11,842人	22人

イ 合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

選挙区ごとの議員定数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公職選挙法第15条第8項）ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 44人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

人口に比例して、定数を定めた場合の定数

選挙区	人口	定数
旧大成町選挙区	2,730人	10人
旧瀬棚町選挙区	2,820人	10人
旧北檜山町選挙区	6,292人	23人
計	11,842人	43人

【参考法令】

■地方自治法（抜粋）

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | | |
|----------|-------------------------|-------|
| (1) | 人口 2 千未満の町村 | 1 2 人 |
| (2) | 人口 2 千以上 5 千未満の町村 | 1 4 人 |
| (3) | 人口 5 千以上 1 万未満の町村 | 1 8 人 |
| (4) | 人口 1 万以上 2 万未満の町村 | 2 2 人 |
| (5) | 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 | 2 6 人 |
| (6) | 人口 5 万以上 1 0 万未満の市 | 3 0 人 |
| (7) | 人口 1 0 万以上 2 0 万未満の市 | 3 4 人 |
| (8)～(11) | （略） | |

3 項～6 項 （略）

7 第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が 1 のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第 93 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第 258 条及び第 260 条の定めるところによる。

（人口の定義）

第 254 条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

■市町村の合併に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第 91 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 項～7 項 （略）

8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入する合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第 1 項又は第 2 項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第 5 項から第 7 項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第 1 項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第 8 項の規定は、第 1 項又は前項において準用する同条第 5 項の協議について準用する。

（議会の議員の退職年金に関する特例）

第 7 条の 2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が 12 年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が 12 年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 161 条第 1 項の規定の適用については、在職期間が 12 年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 37 号）附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第 161 条第 2 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150 分の 45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が 8 年以上 9 年未満の者	1 5 0 分の 3 0
在職期間が 9 年以上 1 0 年未満の者	1 5 0 分の 3 3
在職期間が 1 0 年以上 1 1 年未満の者	1 5 0 分の 3 7
在職期間が 1 1 年以上 1 2 年未満の者	1 5 0 分の 4 1

■公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第 15 条第 1 項～第 5 項 （略）

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条第 1 項～第 2 項 （略）

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

（設置選挙）

第 117 条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

■公職選挙法施行令（抜粋）

（人口に比例しない議員の定数）

第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

関係 3 町の議会議員の現況

町名 項目	法定定数	条例定数	現員数	任 期	設置委員会
大 成 町	1 4 人	1 2 人	1 0 人	H16 年 7 月 20 日 ~ H20 年 7 月 19 日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会
瀬 棚 町	1 4 人	1 2 人	1 2 人	H16 年 4 月 27 日 ~ H20 年 4 月 26 日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会
北檜山町	1 8 人	1 5 人	1 5 人	H15 年 4 月 30 日 ~ H19 年 4 月 29 日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会

在任特例を適用した場合の任期

